

鳥インフルエンザ対策の歩みと今後に向けて

姫路家畜保健衛生所

○岡田 崇、田原和彦、臼井茉莉子、岡野康行、
今橋大輔、北垣貴央、橘田達慶

【はじめに】

平成 16 年、京都府内の養鶏場で、高病原性鳥インフルエンザが発生し、廃鶏が管内の食鳥処理場に搬入された。

国及び県の防疫対応も十分に整備されておらず、家保、食検の役割も不明瞭な中、最善を尽くして防疫措置に当たったが、県行政システム推進委員会が当時の一連の取組みを検証し、以下のような課題や改善策を示した。

そこで、鳥インフルエンザ対策を充実・強化していくために、

1. 感染機会を防ぐための発生予防対策
2. ウイルスの動きをとらえるための監視対策
3. 円滑なまん延防止を図るための発生に備えた対策

の 3 本を柱に取り組んだ。

家全てに情報を提供するまで数時間を要していたが、平成 26 年度からは図 1 に示すように、パソコンからクラウドサービスに情報の送信を指示するだけでファクスの一斉送信が可能となり、管内約 200 件の農家に 10 分程度で情報提供ができるようになった。

これにより、情報の即時提供が可能となり、業務の効率化にもつながった。

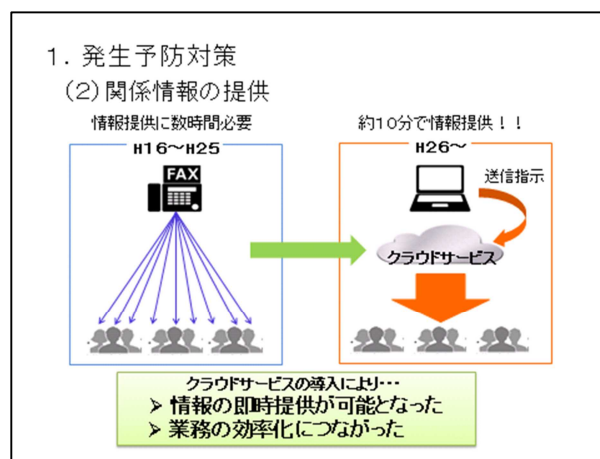


図 1：情報提供のイメージ図

1. 発生予防対策

(1) 養鶏農家への巡回指導

養鶏農家に本病への危機意識の醸成と予防措置への対応について、原則年 2 回の巡回指導を実施した。

平成 23 年度から 100 羽以上の養鶏農家を対象に飼養衛生管理基準に併せた指導を行い、予防措置の強化のために補助事業を活用した防鳥ネットや消毒機器の整備、消石灰の散布による消毒の徹底を推進した。その結果、秋の巡回指導時では、約 8 割の農家で遵守されるようになった。

(2) 関係情報の提供

ファクスや家保ホームページを活用し、全ての家きん飼養者を対象とした情報提供と注意喚起を実施した。

特に、ファクスによる情報提供では、農

2. 監視対策

(1) 緊急病性鑑定体制の構築

家伝法で定める届出要件が平成 23 年に見直され、農家へ周知してきた結果、早期通報の徹底が図られ、図 2 の表のとおり届

2. 監視対策

(1) 緊急病性鑑定体制の構築

- ・ H23.10 月に見直された届出要件を周知し、早期通報を徹底

〈緊急病性届出件数〉 (件)

	H22	H23	H24	H25	H26
県内	1	5	8	6	14
(管内)	(0)	(1)	(5)	(6)	(9)

(2) 本病の発生予察のための検査

- ・ 指針及び指針に係る留意事項に基づいたモニタリング検査
- ・ 環境省が定めたマニュアルに基づいた死亡野鳥検査

〈死亡野鳥検査羽数〉 (羽)

	H16	H22	H23	H24	H25	H26
県内	3,700 余	284	52	10	11	35
(管内)		(193)	(38)	(10)	(11)	(31)

図 2：監視対策の取り組み

出件数が増加した。

(2) 本病の発生予察のための検査

防疫指針に従い、月 1 回の定点モニタリングと渡り鳥の飛来シーズンに限定した強化モニタリングを実施しており、死亡野鳥検査では、以前は、3,700 羽あまりを家保で実施した時もあったが、現在は環境省の基準に基づき、平成 21 年に作成された死亡野鳥の対応マニュアルに沿って実施し、非常時に家保が家きんの防疫対応に専念できる体制へと整備された。

3. 発生に備えた対策

(1) 防疫指針改正と県防疫作業マニュアルの見直し

国防疫指針の改正に併せて、図 3 に示すように、速やかにその内容を県防疫作業マニュアルへ反映していった。

また、単に指針の反映だけに留まらず、地域マニュアルとの整合性や殺処分方法の検証結果等を組み入れたり、改正されたマニュアルを検証するため、全家保合同防疫訓練を行うなど、より実用性の高いものへと充実を図っていった。

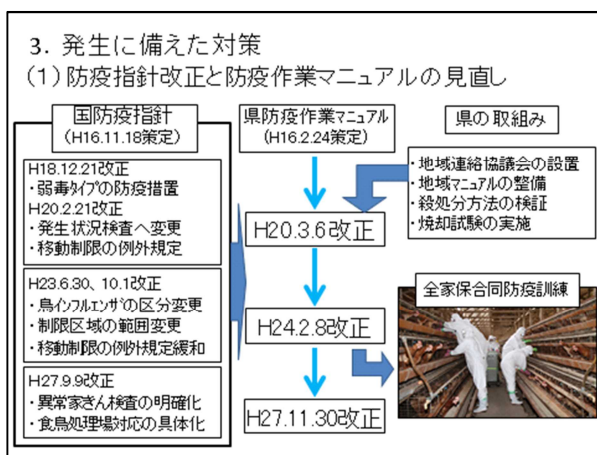


図 3：指針改正と防疫マニュアルの見直し

(2) 食鳥処理場対応の検討

処理場で発生した際の対応として、家伝法と食鳥検査法の両法が補完し合うことが必要で、昨年の発表で報告した取り組みに

より、処理場の実態に沿った防疫体制を導くことができた。

また、今年改正された防疫指針では、これまでの取り組みが反映されたものになり、指針の改正内容を食検と処理場にフィードバックして食検及び処理場のマニュアルへの反映を進めている。

(3) 家畜防疫マップの整備と利用拡大

家畜防疫マップの整備については、県行政システム推進委員会の課題にもあり、いち早く対応を進め、図 4 の上段に示すように、平成 17 年に県独自の防疫マップを構築したが、県独自のシステムのため、隣接府県と県境付近の農場情報の交換が必要であった。

平成 24 年、国が家畜防疫マップシステムを開発したことにより、隣接府県の農場情報が把握できるようになった。

また、インターネット利用環境下であれば、県民局も消毒ポイントの選定や制限区域内の農家の抽出が可能となり、今後は、県データベースと併用して、県民局と情報を共有化することで、更に利便性がアップすると思われる。



図 4：家畜防疫マップの整備

(4) 地域の防疫対策の構築と強化

平成 18 年、県民局毎に高病原性鳥インフルエンザ地域連絡協議会を設置するとともに、県民局マニュアルを作成し、防疫対策

の構築を進めた。

平成 24 年には、各部局の役割を、より具体で、実用的なマニュアルにするため、地域標準マニュアルを改編し、組織内の役割分担を明確化した。また、平成 25 年には時系列に沿って周辺対応者も含めた従事者数を把握できる規模別防疫措置工程表を作成し、人の配置や動きを明確化した。そして昨年度は、この工程表に沿った劇場型防疫訓練やワークショップ型机上訓練を実施し、マニュアルの実効性について検証を行った。

その結果、農場毎に農場対応や周辺対応も含めた防疫作業計画の作成が必要であると考えられた。

【農場毎の防疫作業計画の作成：図 5】

これまでは、家保が主体となり取り組んできたが、今年度の作成については、関係部局や市町を交えた実務者レベルの検討会や農林担当者同士で共通部分の刷り合わせを行うなど県民局が主体となって取り組んだ。

その中で消毒ポイントの選定では、隣接県民局の消毒ポイントの利用が必要であることや、大規模農場の殺処分は地域内の焼却施設だけでは 1 カ月以上かかり、地域の枠を超えた作業計画の検討が必要であることが県民局内で認識された。

○農場毎防疫作業計画の作成
H17及びH20に作成・見直し → 家保が主体で作成
H27作成農場毎防疫作業計画 → 県民局が主体で作成

【防疫措置工程表】

【処分施設情報】

施設名称	所在地	農場からの距離 (km)	処理能力 (羽/日)	処理日数
大野川焼却場	大野川町 150-1	4.7km	110	18.5
稲佐焼却場	稲佐町 424-1	5.7km	30	4.5
堀川焼却場	堀川町 151	6.3km	40	3.8
加古川焼却場	加古川町 150-1	6.7km	40	4.2
加古川焼却場	加古川町 150-1	6.7km	40	4.2

【消毒ポイント図表】

地域の枠を超えた検討の必要性が認識された

図 5：農場毎防疫作業計画の作成

【全県的な防疫措置計画の検討：図 6】

管内には、約 160 万羽を飼養する県内最大規模の農場があり、殺処分に 28 日を要し、延べ 10, 752 人の殺処分従事者が必要で、周辺対応者も含めると膨大な人の確保が必要となる。

また、隣接県民局管内の焼却施設を利用しても 63 日かかり、長期にわたって 1 日 6 万羽程度を受入できる焼却施設の確保が必要であり、県民局単位の地域だけでは対応が困難となる。

従って、市町、近隣府県、自衛隊等の協力体制や市町が所有する焼却施設の利用について、より具体的に事前調整を進め、地域の枠を超えた全県的な防疫措置計画の検討が必要と考える。

○全県的な防疫措置計画の検討

飼養羽数	処理日数	基準数値
1,606千羽	殺処分:28日 焼却処理:63日	殺処分羽数:57,600羽/日 焼却羽数:26,700羽/日

- ・殺処分従事者だけでも、延べ10,752人(364人/日×28日)必要
- ・防疫措置従事者のみならず、周辺対応者も含めた人員の確保
- ・1日当りの殺処分羽数が長期に亘り処理可能な焼却施設の確保

県民局単位の地域では対応が不可能

市町、近隣府県、国機関、自衛隊等の協力体制の事前調整
焼却施設所有市町や国所管の移動式レンジング装置・焼却炉の利用
地域の枠を超えた全県的な防疫措置計画の策定が必要

図 6：全県的な防疫措置計画の検討

【取り組みのまとめ：図 7】

これまで、10 年に亘り、防疫対策の充実・強化に向け、「発生予防対策」「監視対策」「発生に備えた対策」を柱に、地域中心に、より具体的、より実績的な取り組みを展開してきた結果、十数万羽程度の農場の防疫措置については、イメージできるようになった。

これからも本病に対する取組みを継続する中で、一つには、飼養衛生管理基準の遵守意識の向上を図り、今後も本県で本病を発生させないために項目を絞った指導を行

い、遵守レベルの向上により発生予防対策の高位平準化を進める。

二つ目は、学校や愛玩家きん飼養者への対応で、学校等では専門知識のない者が接するため、本病の性質の理解醸成を行い、その飼育環境に応じた衛生対策が図れるよう指導を進める。

最後に、大規模農場で発生した場合においても、円滑に防疫措置が取れる体制を整備しておく必要がある。

そのために、広域的な焼却処分や、人・物を含めた防疫措置が迅速にできる協力体制に向け、県・市町が一体となり取り組むための協定の締結を図り、全県的な発生に備えた防疫措置計画の策定が必要である。

そして、地域間での相互応援体制の必要性が理解される取り組みを進め、更なる鳥インフルエンザ防疫対策の強化を図っていく。

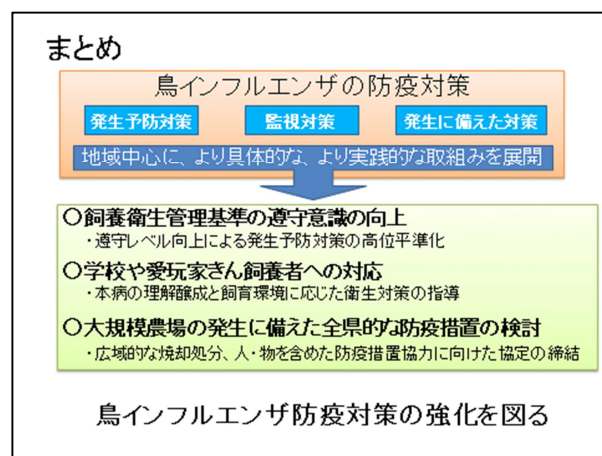


図7：鳥インフルエンザ防疫対策まとめ